

1. 日本医師会医療事故調査費用保険の概要

【別添資料2】

（1）被保険者：

日本医師会A1会員のうち、診療所及び病院（199床以下）の開設者（法人の理事長も含む※）及び管理者。

（2）保険金を支払う場合：

被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。

（3）対象となる調査費用：

対象とする調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要かつ不可欠なものとする。

- ①死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を実施した費用。
- ②被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
- ③院内事故調査委員会の立ち上げ等に要する費用（15万円を定額払）
- ④その他①または②に準ずる費用（但し、支援団体への委託費用については20万円を限度とする）。

（4）支払限度額：

1事故／保険期間中 500万円

※ 今回の保険適用対象の拡充にあたっての変更点